

町の対応方針 (令和2年5月6日現在)

県の緊急事態措置を踏まえて、今後の感染拡大を防止するため、町民の皆さま、事業者の皆さまには、下記に基づき対応していただきますようお願い申し上げます。

【町民の皆さまへ】

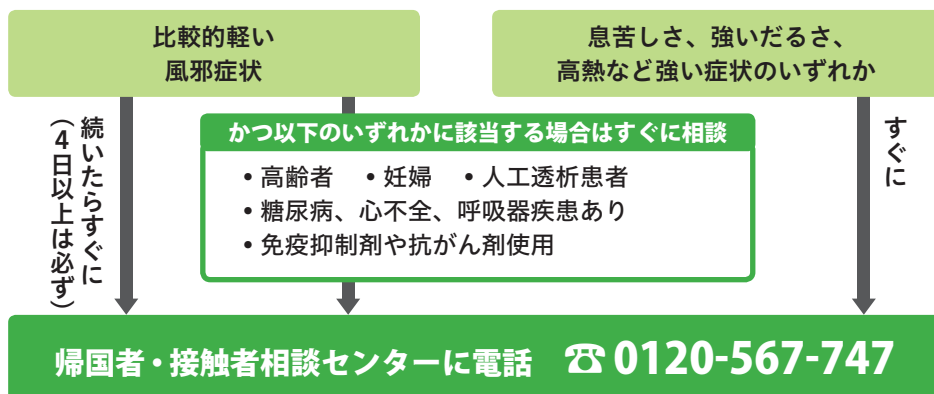
- 咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底してください。また、「換気の悪い密閉空間」「大勢いる密集場所」「間近で会話する密接場所」の「3つの密」を避けるようお願いします。少しでも発熱や咳などの症状があれば、通勤や通学は控えてください。
- 都道府県をまたいだ、不要不急の移動を含む外出を自粛してください。
- クラスターが発生しているような場所や、「3つの密」のいずれかに該当する場所への外出は控えてください。
- 上記以外の外出においても、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや、人と人との距離を確保するといった基本的な感染対策を継続するなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底していただくようお願いします。
- 就職や転勤などのやむを得ない事情で、特定警戒都道府県から転入した人については、感染拡大防止の観点から、2週間は不要不急の外出を控え、健康管理の徹底をお願いします。少しでも症状があれば、速やかに帰国者・接触者相談センターにご連絡ください。
- ※特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
- イベントについては、規模や場所にかかわらず、当面の間中止または延期するようお願いします。
- ※やむを得ず開催する場合は、適切な感染防止策を講じた上での実施をお願いします。

【事業者の皆さまへ】

- 従業員とその家族、お客さまなどを守るため、事業所内での咳エチケットや手洗いなどの感染対策に取り組むとともに、発熱などの症状がある従業員への出勤免除など、健康管理の徹底をお願いします。
- 特定警戒都道府県からの異動者などがいる事業者においては、やむを得ず業務に従事する場合、在宅勤務などの最大限の感染症対策をお願いします。
- 社会生活を維持する上で必要な施設や社会福祉施設などを除く施設については、令和2年5月31日まで休業していただくようお願いします。

帰国者・接触者相談センターへの 相談・受診目安が改定

5月8日に「帰国者・接触者相談センター」への相談・受診目安が改定されました。



※お子さまの場合は、まずかかりつけ小児科医に電話することが望ましいです。

新型コロナウイルス 感染症対策情報

令和2年
5月13日

桑折町新型コロナ
ウイルス感染症
対策本部発行

内 容

- ・町の対応方針（令和2年5月6日現在）
- ・帰国者・接触者相談センターへの相談・受診目安が改定
- ・特別定額給付金 申請手続きのお知らせ
- ・町長が知事と意見交換
- ・臨時登校日に布マスク配布
- ・狩猟免許試験（第1回目）が中止

「特別定額給付金」申請手続きのお知らせ

国では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行うため、1人10万円を給付する特別定額給付金事業を実施することになりました。

前号に引き続き、給付申請手続きについてお知らせします。

郵送申請受付を5月13日から開始しました

郵送申請用の申請用紙について、世帯主宛に5月10日〆に発送しました。12日〆から順次配達されます。14日〆を過ぎても届かない場合は、下記の問い合わせ専用電話へご連絡ください。

※5月6日〆までにオンラインで申請を完了した人には、申請書を郵送していません。

給付については、申請書が役場に届いてから約1週間で、申請された金融機関口座へ振り込みを行います。振込通知書を送付しますので、ご確認ください。

■郵送申請の注意点

- ・同封の記入例やQ & Aなどをご確認ください。記入漏れや確認書類の添付漏れなどの不備があると、給付が遅れる場合があります。
- ・世帯主（申請者）と振込先口座の名義人（受給者）が異なるときは、世帯主が口座名義人へ受給を委任したとみなされます。例えば、同じ世帯に属する人でも必ず委任欄の記載が必要です。

オンライン申請受付を5月1日から開始しました

桑折町では、5月1日〆から、マイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始しました。申請内容を確認し、5月11日〆から順次、申請された銀行口座へ振り込みを行っています。

郵送やオンライン申請が困難な人へ

身体が不自由などで郵送やオンライン申請が困難な人は、職員がご自宅に伺い申請のお手伝いをします。で、下記の問い合わせ専用電話へご連絡ください。

専用電話は5月末まで土日に対応します

特別定額給付金についての問い合わせ対応のため、5月7日〆から専用電話を開設しました。5月31日〆までは、土日に対応します。

それ、給付金を装った詐欺かもしれません

特別定額給付金（仮称）に関して、町や総務省などが、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、給付のために手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。自宅や職場などに、町や総務省などをかたった電話がかかってきたり、メールが届いたりしたら、福島北警察署 桑折分庁舎（☎582-2151）または警察相談専用電話「#9110」にご連絡ください。

☎特別定額給付金事業 桑折町専用電話 ☎582-2112（対応時間：8:30～17:15まで）

臨時登校日に布マスク配布

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月13日の臨時登校日に、小中学校児童生徒および教職員に、「布マスク」3枚を追加配布しました。4月に配付した2枚と併せ、合計5枚配付しています。

（幼稚園は20日に配付予定）

☎こども教育課

学校教育係

☎582-2403



町長が知事と意見交換

新型コロナウイルス感染症対策などについて、内堀福島県知事と高橋町長が4月30日、テレビ会議を行いました。知事からは、県の取り組みが紹介され、町長は本町の状況について報告し、意見交換を行いました。併せて、終息後を見据えた経済支援策の充実を要望しました。

☎総務課 行政係

☎582-2111



狩猟免許試験 （第1回目）が中止

5月7日発行の「広報こおりお知らせ版」で案内しました狩猟免許試験について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受け、第1回目（7月4日：会津若松市文化センター）の試験が中止となりました。今後も試験日程が変更となる場合がありますので、詳細は問い合わせください。

☎県北地方振興局 県民生活課 ☎521-2709、
産業振興課 有害鳥獣対策係 ☎582-2126